

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大阪府阪南市

阪南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 阪南市都市整備部河川農水課

所在地 〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

電話番号 072-489-4534

FAX番号 072-471-5781

メールアドレス kasen-nousui@city.hannan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・アライグマ・カラス・ムクドリ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大阪府阪南市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜・果樹・筍	R4：被害面積 報告なし 被害金額 報告なし R5：被害面積 0.03ha 被害金額 37.4千円 R6：被害面積 0.102ha 被害金額 122.8千円
シカ	野菜・果樹	一部の営農地における小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明
カラス・ムクドリ	野菜・果樹	一部の営農地における小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明
アライグマ	野菜・果樹	一部の営農地における小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明

(2) 被害の傾向

<p>イノシシについては、年間を通じて被害の状況が人家に近い農地・水路・農道等にまで拡大し、住宅地域においても目撃されるほど出沒が増加している。被害の現状については、令和4年～6年の間では増加傾向だが、令和元年～3年と比べると少なくなっており、講じている被害防止対策が一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>シカについては、山の中で鳴き声がしている等あり、今後農作物の被害が発生する恐れがある。</p> <p>アライグマについては、近年は人家に出沒するなど、年間を通じて市全域で目撃・被害が確認されており、農作物の被害聞き取り件数が増加している。</p> <p>カラスについて、農作物の被害は年間を通じて主に中山間全域で発生している。</p> <p>ムクドリについては、住宅地域に近い畑において8月～11月の特定の時期に農作物の被害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(直近3年平均)	目標値(令和9年度)
イノシシ・農作物被害金額(千円)	53.4	12.1
イノシシ・農林水産業被害面積(ha)	0.04	0.02

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(イノシシ) 大阪府猟友会尾崎支部の協力により、狩猟目的及び有害駆除目的での捕獲隊で捕獲を推進してきた。 また、有害鳥獣の捕獲については、市から大阪府猟友会尾崎支部へ業務委託を行っている。</p> <p>(アライグマ) 捕獲檻の貸し出しを実施してきた。</p>	<p>(イノシシ) 大阪府猟友会尾崎支部の会員への負担増や捕獲補助隊の高齢化などにより、捕獲の担い手の確保が困難となりつつある。</p> <p>(アライグマ) 捕獲檻の貸出数が増加し、捕獲数が微増しているものの、被害が減少していない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	個人による個別柵	防護柵(電気柵)の効率的な設置

(5) 今後の取組方針

- 1) 地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
- 2) 捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する。
- 3) 高齢化による猟友会会員の減少が見込まれているため、農家等の被害に対する自衛対策の意識向上を図る。
- 4) 隣接自治体や大阪府・猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す。
- 5) 近年目撃情報が増加しているシカの定着を防止するため、大阪府・猟友会と連携し監視体制を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大阪府猟友会尾崎支部と委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施する。
アライグマについては、上記に加え農家等に引き続き捕獲檻を貸出して捕獲する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none">• 農家等と猟友会との連携を強化するため、随時被害状況を報告し定期的に協議を行う。• 効果的に捕獲を行うため、国庫事業を活用し、捕獲檻の増設を行う。
令和7年度～ 令和9年度	シカ	<ul style="list-style-type: none">• 大阪府、猟友会、農家等と連携し、監視体制の強化と目撃情報の収集を行い、定期的に協議を行う。
令和7年度～ 令和9年度	アライグマ	<ul style="list-style-type: none">• 国庫事業を活用して捕獲檻を導入し、捕獲の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>大阪府鳥獣保護管理事業計画及び第二種鳥獣管理計画並びに大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、被害軽減目標達成に必要な頭数の適正な捕獲を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 捕獲実績を踏まえ、被害軽減目標に向け、必要な有害鳥獣捕獲を行う。 【捕獲実績】 R4年度 43頭 R5年度 65頭、R6年度 84頭 ・シカ 定着を防止するため、必要な有害鳥獣捕獲を行う。 ・アライグマ 年間を通して捕獲檻を貸出し、捕獲実績を踏まえ、被害軽減目標に向け、捕獲を行う。 【捕獲実績】 R4年度 88頭、R5年度 88頭、R6年度 115頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
シカ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	140頭	140頭	140頭

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、大阪府猟友会尾崎支部の協力のもと、狩猟及び有害捕獲に取り組む。</p> <p>更に、農作物に被害を及ぼすアライグマについては、市で購入した捕獲檻を貸し出すなど、生産農家による捕獲を推進する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
<p>阪南市 (平成19年4月権限委譲済)</p>	<p>狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、チョウセンイタチ</p>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	金属柵 0.00 km	金属柵 0.00 km	金属柵 0.00 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	令和7年度	令和8年度以降
イノシシ シカ アライグマ カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及啓発 新規狩猟免許取得者を推奨する。 鳥獣被害対策用LED照明を活用した追払いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策知識の普及啓発 新規狩猟免許取得者を推奨する。 鳥獣被害対策用LED照明を活用した追払いを実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ シカ アライグマ	稲刈り後の耕起や残存する生産物の処理などの啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阪南市役所	情報収集、連絡調整および周知
泉南警察署	周辺住民の安全確保
大阪府猟友会尾崎支部	対象鳥獣の捕獲等に関すること
阪南市教育委員会	市内各小中学校への周知

阪南市内自治会	地区住民への周知
大阪府泉州農と緑の総合事務所	情報提供、捕獲・被害防止の方法 及び法手続きの助言
大阪府動物愛護畜産課	

(2) 緊急時の連絡体制

別紙連絡体制図参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ：自家消費又は市施設において焼却処分。 ・シカ：自家消費又は市施設において焼却処分 ・アライグマ：安楽死措置後、市施設において焼却処分。 ・カラス、ムクドリ等：追払い、捕獲現場等での埋設処理及び市施設において焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阪南市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大阪泉州農業協同組合	営農関連技術の指導及び助言
大阪府農業共済組合	農作物被害状況の把握及び集計
阪南市農業委員会	農作物被害情報の提供
大阪府猟友会尾崎支部	有害鳥獣の捕獲及び技術助言
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害防止対策に関する助言・指導
鳥獣被害対策重点地区区長	被害対策の普及啓発
阪南市役所	被害防止対策総括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府森林組合	森林被害情報の提供
阪南市西台原土地改良区	被害対策の普及啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし（法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置していない。）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会、各種団体等においても積極的な参加を促し、地域での取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落・地域をあげて取り組めるよう推進していく。